

6 2019 June

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に通ずる期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
2019 7 日 1 7 14 21 28	月 2 8 15 22 29	火 3 9 16 23 30	水 4 10 17 24 31	木 5 11 18 25	金 6 12 19 26	土 7 13 20 27
2 友引	3 大安	4 赤口	5 先勝	6 友引	7 先負	8 仏滅
9 大安	10 赤口 5月分の源泉所得税等の納付 特別徴収住民税の納期の特例分の 納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出(5月雇入分)	11 先勝	12 友引	13 先負	14 仏滅	15 大安
16 赤口	17 先勝	18 友引	19 先負	20 仏滅	21 大安	22 赤口
23 先勝 30 友引	24 友引	25 先負	26 仏滅	27 大安	28 赤口	29 先勝

6 総務・経理のお仕事カレンダー 月の税務と労務



税務

- 5月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付
→ 6月10日(月)まで
- 前年12月～当年5月分の特別徴収住民税の納期の特例分の納付 **Check!**
★10人未満の事業所は届出により前6か月分を6月10日と12月10日までに納付することができます。
→ 6月10日(月)まで
- 2019年4月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり(消費税を除く)。
→ 決算当日(月末決算では2019年7月1日(月))まで
- 2019年10月決算法人の中間申告(法人税・消費税など)
→ 決算当日(月末決算では2019年7月1日(月))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち2019年7月・10月・2020年1月決算法人の中間申告と納付
→ 決算当日(月末決算では2019年7月1日(月))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)の年税額が4,800万円超の法人)のうち3月・4月決算法人を除く法人の中間申告と納付
→ 決算当日(月末決算では2019年7月1日(月))まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(5月雇入分)
→ 6月10日(月)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の5月雇入・離職分)
→ 7月1日(月)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(5月分)
→ 7月1日(月)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

Column

改元に伴う源泉所得税納付書の記載方法

2019年5月1日より新元号「令和」となりましたが、「平成」と印字された「源泉所得税の所得税徴収高計算書(納付書)」の記載方法は以下のとおりとなります。

- ① 納付書に印刷された「平成」の文字の「令和」への変更は不要。
- ② 平成31年(2019年)4月1日から令和2年(2020年)3月31日までに納付する場合、年度欄は「31」と記載。
- ③ 「支払年月日」「納期等の区分」欄に記載する年は令和表記「01」を平成表記「31」と記載しても有効。

※詳しくは、国税庁ホームページ「改元に伴う源泉所得税の納付書の記載のしかた(リーフレット)」をご覧ください。



で読める! 税務 基本のキ

公認会計士・税理士 溝端浩人 / 税理士 松本栄喜

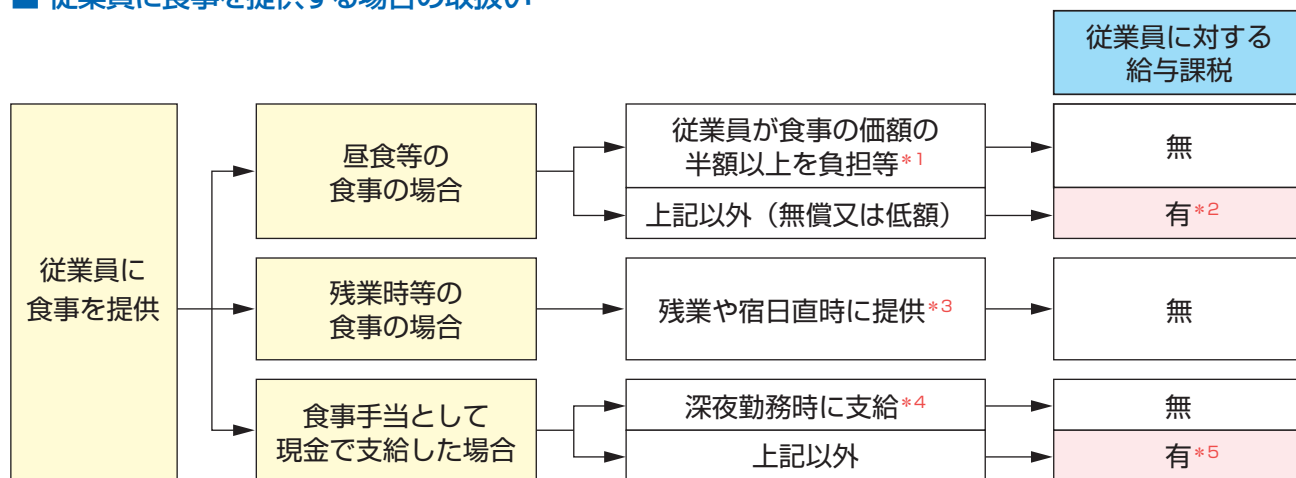


お弁当の従業員負担ゼロで所得税が増加!?

福利厚生を充実させようとお昼のお弁当を従業員に無償で提供すると、従業員は現物給与として給与課税され、給与から源泉徴収される所得税が増えることになります。しかし、従業員が半額以上を負担し、会社の負担額が

月額3,500円（税抜き）以下である場合には、給与課税されることはありません。単純に無償で提供するというのではなく、給与課税の点も踏まえて負担のルールを決めておくようにしましょう。

■ 従業員に食事を提供する場合の取扱い



*1 次の2つの要件を満たす場合には、従業員に対する給与課税は行われません。

(1)	従業員がその <u>食事の価額</u> の半額以上を負担していること
(2)	会社の負担額が月額3,500円（税抜き）以下であること

食事の価額の評価

食事の価額は次のように評価します。

- ① 会社の食堂等で調理を行い支給する場合
→その食事の材料等に要する直接費の額によって評価
- ② お弁当等を他から購入して支給する場合
→その購入価額によって評価
- ③ 会社の食堂等で給食業者等に調理を委託する場合
→会社が、会社の食堂等を給食業者等に無償で使用させ、主食、副食の材料等を提供している場合、又は、給食業者等が会社に請求する金額が材料費とその他の費用に明確に区分されている場合には、上記①の方法により評価、それ以外の場合には上記②の方法により評価

*2 食事の価額から従業員が負担した金額を差し引いた金額が給与として課税され所得税が源泉徴収されます。

*3 通常の勤務時間以外に残業や宿日直をした従業員に対して支給する食事については、給与課税は行われません。

*4 正規の勤務時間の全部又は一部が深夜（午後10時から翌日午前5時まで）に及び場合で、次の(1)～(3)の要件を全て満たすものについては、現金で支給しても従業員に対する給与課税は行われません。

(1)	夜食を現物で提供することが著しく困難であること
(2)	通常の給与に加算して勤務1回ごとの定額で支給するものであること
(3)	その1回の支給額が300円（税抜き）以下であること

*5 食事手当として支給した全額が給与として課税され所得税が源泉徴収されます。